

県民参加の森づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県民参加型による地域特性に応じた森づくりを支援するため、市町村が実施する森づくり（市町村民の森）又は地域住民が実施する森づくり（地域住民の森）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。また、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、それぞれ当該各号によるものとする。

- (1)「森林」とは、紀の国森林づくり基金活用事業実施要綱第4第1項に規定する場所をいう。
- (2)「森づくり」とは、市町村や地域住民が将来の森林像を描きながら適正に育成・管理を行う森林空間の整備をいう。
- (3)「市町村民の森」とは、市町村が管理する森林その他知事が認める場所で森づくりを行う森林をいう。
- (4)「地域住民の森」とは、地域住民の合意のもと第3第1項第2号に規定する団体等が自ら企画し地域が誇れる森づくりを行う森林をいう。

(事業主体)

第3 本事業を実施する事業主体とは、次に掲げるものをいう。

- (1)市町村民の森にあつては、県内の市町村とする。
- (2)地域住民の森にあつては、県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という）で、次の要件すべてに該当する団体等とする。
 - ア 本事業の目的を十分に理解し、そのPRや普及啓発活動に積極的に取り組むことが期待できる団体等であること
 - イ 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、営利を追求しない団体等であること
 - ウ 政治団体又は宗教団体でないこと
 - エ 明朗な会計、経理を実施、報告できる団体等であること
 - オ 実施事業の公表に異議がないこと
 - カ 実施事業で得た成果を特定の個人又は法人が独占するものでないこと

(補助事業)

第4 補助事業は、第3に掲げる事業主体が実施する。ただし、他の公金による補助金、負担金、その他交付金を受ける事業は対象としない。

(対象経費及び補助率)

第5 補助金交付の対象経費及び補助率は、別に定める。

(補助金等交付申請書添付書類等)

第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類等は別に定める。

(交付条件)

第7 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた事業年度終了後5年間(協定書においては協定期間満了まで)保管しなければならないこと。

(5) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に、次に掲げる行為をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、森林以外の用途へ転用する行為を含む。ただし、公共事業や林業経営上のやむを得ない事由により森林以外の用途へ転用する行為を除く。)

イ 補助事業の施行地の立木竹の皆伐等伐採除去を行う行為その他の補助目的を達成することが困難となる行為(ただし、スギ・ヒノキ等の人工林においては、80年生に達するまでは原則として皆伐を行わないものとする。)

ウ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を用いて収益を得る行為

(変更交付申請)

第8 第7第1号の規定により、交付決定通知のあった補助事業について変更交付を申請しようとする場合は、別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書添付書類等)

第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類等は別に定める。

（財産処分の制限）

第 10 規則第 20 条ただし書きに規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）またはこれに準ずるものと認められる期間とする。

（書類の提出）

第 11 規則又はこの要綱に基づき知事に提出する書類は、補助事業実施地を管轄する振興局農林水産振興部長に提出しなければならない。

（その他）

第 12 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。